

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）の
第7節に定める調査及び措置に関する要項

平成26年7月2日
科学技術・学術政策局長決定
令和4年12月23日改正

（目的）

第1条 この要項は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定（令和3年2月1日改正））（以下「ガイドライン」という。）の第7節に定める調査及び措置に関し必要な事項を定めることにより、その適正な実施を図ることを目的とする。

（調査の種類）

第2条 調査の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、第一号は、毎年度定期に実施し、第二号から第四号は、必要に応じて臨時に実施するものとする。

一 履行状況調査

競争的研究費等の配分を受ける全ての機関のうちから、毎年度定める実施方針等に基づき抽出した機関を対象として、当該機関におけるガイドラインに基づく体制整備・運用の状況について把握するために実施する調査をいう。

二 機動調査

緊急・臨時の案件が発生した場合に機動的に対応し、当該案件の関係機関におけるガイドラインに基づく体制整備・運用の状況について把握するために実施する調査をいう。

三 フォローアップ調査

履行状況調査又は機動調査を行った年度の翌年度に、履行状況調査又は機動調査の結果、管理条件を付与された機関を対象として、当該機関の改善状況（管理条件の履行状況）を把握するために実施する調査をいう。

四 特別調査

不正発覚後の状況を把握し、指導するために実施する調査をいう。

（調査の体制・方法）

第3条 調査は、公的研究費の適正な管理に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）において、書面調査及び必要に応じ、面接調査又は現地調査の方法（デジタル技術の活用を含む）により行う。

2 有識者会議は、調査結果を取りまとめ、文部科学省に報告する。

（調査結果及び措置の決定、通知及び公表）

第4条 文部科学省は、有識者会議からの報告を受け、調査結果及び措置を決定し、調査対象機関に通知する。

2 文部科学省は、調査結果及び措置の状況を配分機関に通知するとともに、公表する。

（調査の標準日程）

第5条 第2条第一号及び第三号の調査の標準的な実施日程は別紙のとおりとし、調査

の実施状況に応じて適宜調整するものとする。

(守秘の徹底)

第6条 調査の過程(調査に係る資料を含む。)は、調査の円滑な遂行確保の観点から非公開とする。

- 2 有識者会議委員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - 一 調査の過程で知り得た個人情報及び調査対象機関の調査内容に係る情報について外部に漏らしてはならない。
 - 二 調査の過程で取得した情報(調査に係る資料を含む。)は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理する。
 - 三 調査に係る資料は、調査を行うことを目的とするものであり、その目的の範囲内で使用する。

(利害関係者の排除)

第7条 調査対象機関に直接関係する有識者会議委員は、事務局にその旨申し出ることとし、関係する機関の調査審議は行わないものとする。

- 2 利害関係者とみなされる場合は次の各号のとおりとする。
 - 一 調査対象機関の専任又は兼任として在職(就任予定を含む。)している場合
 - 二 調査対象機関の役員として在職(就任予定を含む。)している場合
 - 三 その他委員が中立・公正に調査を行うことが困難であると判断される場合

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、調査及び措置に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要項は、令和4年12月23日から施行する。

(ガイドラインの実施等に関する履行状況調査要項等の廃止)

第2条 次に掲げる要項は、廃止する。

- 一 ガイドラインの実施等に関する履行状況調査要項(平成24年10月3日研究振興局長決定)
- 二 研究費不正に関する特別調査実施要項(平成25年7月8日研究振興局長決定)

履行状況調査及びフォローアップ調査の標準的な実施日程

